

# 《速報》

## 都議会予算特別委員会での建物維持管理に関する質問について

都議会予算特別委員会で都議会自民党ビルメンテナンス議員連盟の鈴木章浩議員が、しめくり総括質疑に立ち、その中で建物の維持管理に関する質問を行い、財務局長が答弁しております。詳細は以下の通りです。

◆日 時：平成26年3月25日（火） 13：00から

◆会 場：議会堂6階 第15委員会室

### ＜鈴木議員＞ 質問1

公共調達には税金を使う以上、技術力を兼ね備えた優れた事業者による履行を担保していくことが大切です。それを踏まえ、まずは業務委託の品質確保への取組について伺います。

委託は工事と異なり、履行状況を確認することによって、不備があれば必要に応じてやり直しを課すことが可能であることから、委託内容の日々の履行確認のみを重視し、さらなる業務改善への取組について、議論がなかったのではないかと思います。

一般的に業務委託は、年間を通して日々同じ作業の繰り返しが求められており、履行確認についても、そのつどの対応で事が足りるとされてきました。しかし、必ずしも毎日が同じことの繰り返しとばかりは言えません。

災害や事故など、日常とは異なる事態となったとき、受託者が迅速で適切な対応を行えるかどうかで、業務の質は大きく左右されます。このような非常時での対応が重要なのです。すべての業務委託がそうだとは言いませんが、少なくとも都民の安心・安全に関わるような業務については、単に価格だけでなく、技術力に優れた事業者に発注する必要があります。

委託業務の内容と委託金額を適切なものとして上で、しっかりと業務に取り組んでいる企業と評価していくことによって、行政サービスの質が継続的に向上していく、好循環を生むことができるのです。

そのような視点から、価格に加え委託先の技術力やその他の取組を評価する、総合評価方式などは有効です。行政サービスの質の向上のためにも、是非、総合評価方式を拡大していただきたいと思います。さらに、たとえば、建物維持管理等の業務は、建物のメンテナンスと耐用年数はきわめて大きな相関関係があると言われており、ライフサイクルコストを考えると、いわゆる予防保全型のメンテナンスが求められます。

そこで、建物の維持管理等の業務委託についても、その適用を拡大すべきと考えますが、今後の取組について伺います。

### ＜中井財務局長＞ 答弁1

委託契約においては、履行の質の低下が課題となっている案件があったことから、その原因を分析した上で、こうした状況を克服するために総合評価の拡大を図ることとし、庁内各局での総合評価導入を促進するための手続き等を定めた手引きの作成を行ってまいります。

この中では、仕様書作成上の留意点などを示した上で非常時対応において、都民の安全・

安心という観点から特に質の高い履行が求められる警備や設備保守などの建物管理業務について、総合評価の適用拡大を図ることといたします。

今後はこの手引きを活用して、各局において総合評価導入が図られるよう支援してまいります。

#### ＜鈴木議員＞ 質問2

総合評価方式においては、特に価格以外の取組をしっかりと評価すべきです。

例えば、障害者の安定雇用に努めている企業やワックス剥離剤のような見過ごされがちな産廃について適正に処理をしている企業などの取組は、価格のみの選定では受注機会の拡大につながることはなく、広く業界全体の質の向上は望めなくなってしまう。

また、都の契約の相手方として相応しい事業者、例えば、先ほど例示した社会的意義の高い取組を行っている企業が、技術力と並んで、その取組についても、適切に評価されるべきであると考えます。価格以外の要素を評価することに、なじまない業種や業務もありますが、どのような業務について、どのような技術力評価をすれば、より価格とのバランスが取れた入札とすることが可能であるか、検討を行うべきです。

そこで、業務委託の総合評価方式において、技術力を適切に評価するため、どのような項目を設定するのか、所見を伺います。

#### ＜中井財務局長＞ 答弁2

総合評価を活用することで、より質の高い履行を確保していくためには、発注する業務内容に最適な技術力を適切に評価することが重要であります。

手引きでは、配置予定責任者の資格・実績の評価、履行体制、研修体制に関する評価について、継続的な質の確保の観点から重要評価項目とするとともに、契約の原則である透明性、競争性、品質の確保を損なわない範囲で、障害者雇用や環境配慮への取組等についても要件として設定いたします。

今後はこれらの評価項目に基づく各局の取組について、その履行状況の確認や検証を行ってまいります。

#### ＜鈴木議員＞ 意見

本当に質の高い都民サービス、行政サービスを提供するためには、入札段階での技術力評価などの工夫にとどまらず、業務改善につながるような取組が必要であり、委託業務の履行確認の方法についても検討すべきときに来ています。その意味でも、成績評価などは一つのやり方です。

例えば、業務委託において複数年の契約を結んでいるものがあります。技術力に優れた事業者が安定的にその力を発揮できる仕組みですが、中には複数年での契約がかえって中だるみを生み、品質の低下につながっているケースもあると聞きます。まずはそれら業務委託における成績評価をしっかりと行い、一定の緊張感の中で履行の確保を図ることが求められていると考えます。

さらにその先には、例えば第三者による評価を含めた履行確認を徹底することで、本来、その業務に求められてる品質を念頭においた確認が可能となり、委託内容に不足があれば、それも含めた業務改善の検討が可能となるであろうと思います。

以上